

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 秋田虹の会（以下「法人」という）定款第9条及び第23条に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償について定めるものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第2条 理事長、理事及び評議員が理事会、評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

(監事の報酬)

第3条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償額を支払うことができる。

2 監事が法人監査に業務したときは、別表1により報酬及び費用弁償額を支払うことができる。

(役員及び評議員の職務報酬)

第4条 理事長、役員及び評議員が、法人及び事業所の運營業務のため職務したときは別表1により報酬及び費用弁償額を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 理事長、役員及び評議員が、法人及び事業所の運營業務のため出張する場合は法人旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員及び評議員への報酬等の支給方法は、当該会議等に出席した都度支払うこととする。

2 常勤理事長の報酬は本人の同意を得て指定された金融機関へ毎月20日に振込をする。土、日、休日の場合は前日とする。

3 報酬等は法令で定めるところによる控除すべき金額及び、本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(当法人職員給与との併給)

第7条 当法人の職員を兼ね職員給与を支給している者の役員等報酬は別表1

のとおりとする。

2 当法人の職員を兼ね職員給与を支給されている理事長は、別表2により報酬を支給することができる。

(適用除外)

第8条 第7条2項による理事長は、第2条及び第4条の規程は適用しない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は平成29年6月19日から施行する。

この規程は平成31年1月1日から施行する。

この規程は令和5年4月1日から施行する。

別表 1

	報酬額	費用弁償	支給上限額
理事長	日額 30,000 円	無し	年額 1,500,000 円
評議員	日額 20,000 円	無し	年額 100,000 円
理事	日額 20,000 円	無し	月額 60,000 円
監事	日額 20,000 円	無し	月額 60,000 円

別表 2 (第 7 条 2 項関係)

	報酬額	費用弁償	支給上限額
理事長 (常勤)	月額 100,000 円	無し	年額 1,200,000 円